

大学学費の負担軽減、無償化の流れを東京から

—都議会での日本共産党都議団の質問—



ソウル市立大学の学生や担当者から学費値下げの経験を聞く、
(右から) 米倉春奈都議、畔上三和子都議、曾根はじめ都議

目次

■ 米倉春奈都議の本会議一般質問（抜粋）（2014年9月25日）	2
■ 質問に対する答弁	5
■ 和泉なおみ都議の本会議討論（抜粋）（2014年10月3日）	7
■ 関係資料	8

都議会第三回定例会本会議一般質問（抜粋）

大学学費の負担軽減、 無償化の流れを東京から

2014年9月25日 米倉春奈（豊島区選出）

お金がなければ学び続けられない、
こんな日本でいいのか

学生への支援について伺います。

私は、豊島区の母子家庭だった大学一年生から相談を受けました。高校生の弟との二人兄弟でしたが、母親が病気で亡くなり、どうしたら大学を続けられるかという相談です。必死に手だてを探しましたが、都の支援制度は、貸与制度しかありませんでした。

お兄さんは弁護士志望でしたが、ロース



クールを卒業するまでお金を借り続けては借金が余りに大きくなり過ぎるといって、退学してしまいました。就職して弟の今後の学費も用意するということです。お金がなければ、願っても学び続けることができない、こんな日本でいいのかと思いました。日本の大学の学費は世界一高いといわれています。新入生が大学に払う学費は、国立大学が約八十二万円、私立大学が平均百三十一万円です。私立大学四年間の学生生活費は、自宅通学でも平均七百三十八万円にもなるのです。このため、学生の二人に一人が奨学金を借り、この半分以上が利子がつくもので、卒業と同時に数百万円の借金を背負うのです。

しかも、非正規雇用がふえ、返済したくてもできない若者が増加したことに対して、行き過ぎた回収強化が進められました。わずか三カ月延滞してブラックリストに登録された件数は三万件を超えました。

こうした中、進学を諦める高校生、進学

したものの中途退学する学生、返済が心配で奨学金を借りずアルバイト漬け生活で、満足に勉強できない学生が数多くいます。学費と生活費のために週に五日、夜間アルバイトをしている大学一年生は、勉強時間を十分に確保することが難しい、大学は何のためにあるのか問われているんじゃないかと話してくれました。

教育の機会均等、高等教育を受ける
権利の意義を問う

知事は昨年、国会で、格差が世代間で継承されないということの方が私はいいと思いますと述べ、また労働や教育の分野で、機会の平等が保障されていない部分が多々あるとして、奨学金制度を含めた就学支援を政府に求めています。先日の所信表明でも、教育は、身につけば絶対になくなることのない人生の大きな財産と述べました。

知事は、日本の未来ある若者にひとしく学ぶ機会が与えられることや、大学を初め、高等教育で学ぶことの意義をどのように考えておられますか。

日本の高等教育政策は、世界の中から大きくおこなれています。OECD加盟三十四カ国のうち、既に十七もの国が大学の授業料を無償にし、無償でない国でも、返済の必要のない奨学金制度を持ってい

ます（※資料1）。どちらも実現していないのは日本だけです。

そうした中、日本政府がおとし、中等・高等教育の無償教育の漸進的導入を規定する国際人権A規約十三条二項（b）、（c）を批准したこと（※資料2）は一つの画期となり得るものです。

しかし、その後の動きは不十分です。国の学生への経済的支援の在り方検討会の最終まとめ案でも、教育の機会均等を保障するための二つの柱である授業料無償化は完全に無視され、給付制奨学金は、将来的な課題として、後景に追いやられてしまっているのです。

ソウル市では学生の要求で学費半額に

今、東京でも、全国でも、学生の実態や声を集めた黒書を作成したり、署名に取り組むなど、学費軽減を求める学生たちの行動が広がっています。

日本と並んで学費の高い韓国では、おとし学生への要求に応え、ソウル市長の決断でソウル市立大学の学費を半額にしました。このソウル市の取り組みを契機に、他の自治体での学費無償化や値下げが始まり、大統領選挙でも、政府の支援による大学の学費値下げが争点になるなど、韓国全体に影響を与えています。

私は、この夏、ソウルで大学関係者や学

生に直接お話を伺いました。NGOでインターンをしている学生は、半額の学費と国の給付制奨学金を利用して授業料はかかりません。おかげでアルバイトを減らし、勉強やボランティアに積極的に取り組めると話してくれました。

ソウル市民から多くの支援を受けているとして、学生も社会に寄与する人材になると宣言するなど、意識が変化したといわれています。学生の学びを公的に支えていくことは、東京や国際社会に貢献する人材を育てていくことにつながるはずです。

スウェーデンの国家予算並みの財政力を持つ東京都から、日本における大学の学費負担軽減、学費無償化への流れをつくっていかうではありませんか。

首都大学東京の授業料引き下げを

その第一歩として、首都大学東京の授業料引き下げに踏み出すことを提案します。

都として、運営に責任を持ち、運営費交付金を交付している首都大学東京は、国立大学より学費がほんの少し安いとはいえ、四十年前と比べ約三十五倍にも引き上げられています。首都大学東京と協力して授業料を引き下げを求めますが、いかがですか（※資料3）。

給付制奨学金制度の創設を提案する

都は、国との役割分担を理由に、学生支援は国の仕事として、かつて行っていた大学生への奨学金を打ち切ってしまうましたが、全国の自治体では、学生の経済困難を受け、給付制奨学金を設置するなど、支援を始めています。長野県は今年から始め、沖縄県が二〇一六年から大学生対象に給付制奨学金設置を目指すとしています。

東京でも、江戸川区は区内居住者に三十五万円、小金井市も月に一万二千二百円を給付しています。厳しい予算の中でも、学生支援に取り組む自治体が、このようにふえているのです。

都としても、教育の機会均等を確保す



学生から学費やアルバイトの実態を聞く
（左2人目から）曾根はじめ都議、尾崎あや子都議、米倉春奈都議

るため、都内の大学に通う学生への給付制奨学金制度を民間からの寄附を募ることを含め、創設することを求めます。

学生支援へ、予算の拡充を

首都大学東京の授業料減免制度の拡充も重要です。知事も減免制度を利用して、学生生活を生き抜いてきたと話しています。

リーマンショック以降、予算枠を超えて学生が減免申請するようになる中、国はこの五年間、国立大学の運営費交付金の減免枠をふやし、今年度は、各大学が授業料収入の九・八％を授業料減免に充てられるようにしています。

一方、首都大学の減免予算は、二〇〇五年の独立行政法人化以降、授業料収入の七・六七％に据え置かれたままです。

そのため、都は、収入基準を満たす学生は、何らかの減免措置を受けられるといいますが、年によっては、本来、全額免除になる収入の学生が、百人以上も半額しか免除されない事態が起きているのです。

知事は、若者を東京から育てるというのですから、授業料減免を学生支援として政策的に位置づけ、そのための運営費交付金を首都大学に交付することを求めますが、いかがですか。



授業料減免申請書配布を告知する看板
(首都大学東京)

経済的困難層への支援強化・拡充を

最後に、最も経済的に困難な層への早期の支援についてです。

保護者に頼れない児童養護施設出身者の大学進学は、一般世帯に比べ非常に条件が厳しくなります。その中でも、東京都が進学時に上限七十万円の給付を行い、支援していることは重要です。

しかし、二年目以降は、経済的支援がなく、学生生活を続けるのが大変です。都の調査でも、中途退学の一番の理由は、アルバイトと両立できなかったというものです(※資料4)。

児童養護施設を出て、進学した学生の二年目以降の経済的なものを含めた困難

さをどのように認識していますか。

また、学生生活を続けるためには、二年目以降も何らかの支援が必要と考えますが、いかがですか。

児童養護施設出身者に、進学時に必要な費用を貸し付ける、自立生活スタート支援事業は、無事に卒業したら返還が免除されますが、中退したら返還義務が生じます。しかし、中退者の多くは、学び続けたいと思いますが、経済負担に耐え切れなかったのです。貸付金の返還請求は、その苦難に追い打ちをかけるものではありませんか。

経済的困難や病気などを抱える若者については、免除や猶予を含め柔軟な対応を求めますが、いかがですか。

増加する生活保護世帯の子供の自立、社会参加への支援も重要です。生活保護世帯の子供も進学する際、学費も生活費も自力で用意しなければなりません。意欲があっても、多くの子供が大学進学を断念しているのです。

現状では、一般世帯に比べて、生活保護世帯出身の子供は、大学進学率が低いと思いますが、いかがですか(※資料5)。

東京都内の一般世帯と生活保護世帯の大学進学率について、それぞれお答えください。

生活保護世帯の子供については、大学進学する際、支援を強化することなどに

より、貧困の連鎖を食い止めることが重要だと思いますが、いかがですか。

「子ども・若者計画」に大学生対象の取り組みを

さまざまな背景を持つ学生の学ぶ権利の保障について質問をしてきましたが、東京の大学生も自立や就職などについての悩みを抱え、支援を必要としています。都として、大学生を対象とした取り組みを行い、これから策定する子ども・若者計画に盛り込むべきと考えますが、いかがでしょうか。



奨学金の調査をする（左から）里吉ゆみ都議、米倉春奈都議、曾根はじめ都議

【質問に対する答弁】

舛添要一都知事

米倉春奈議員の一般質問にお答えいたします。

大学で学ぶ意義などについてであります。大学で何を学ぶべきかという点で、私はよく三つのことを申し上げております。第一点目は、専門領域だけではなく、総合的、大局的な物の見方を身につけてほしいということであります。

次に、いろいろな人ときき合い、意見にも耳を傾け、人間の多様性に対する理解を深めてほしいということであります。

最後の三番目は、国際性を身につけて、世界の国や文化、宗教の多様性を認識してほしいということであります。

また、大学生の経済的な問題についてのお話がありました。私の学生時代の話をいたしますと、家計が決して楽ではありませんでしたので、私は勉強に打ち込みながら奨学金とアルバイトで何とか自立した生活を送ったという経験がございます。

そもそも大学というのは、全国から学生が集まる場です。大学での教育の問題は、国全体の教育政策の中で議論されるべきことだと思っております。

大事なことは、国全体の教育予算を充実させるためには、日本の経済を活性化して、

富をふやすことが必要だということだと思います。

質問の中で、奨学金の返済の話もございましたけれども、経済がよくならなければ、就職するのも難しいわけでありません。

都議会の共産党の皆さん方も、国家戦略特区や国際金融センター構想、都市の再開発や外環道の整備など、東京が日本経済を牽引するための政策にぜひご協力をお願いしたいと思います。

中西充総務局長

首都大学東京についての二点のご質問にお答えいたします。

まず、授業料の引き下げについてでございますが、公立大学法人の授業料は、地方独立行政法人法の規定により、議会の議決を経た上で都が上限額を認可し、その範囲内で法人が決定する仕組みとなっており、都と首都大学東京が協力して定めるものではございません。

授業料の具体的な額の決定については、ほかの大学の動向や社会経済状況などを総合的に勘案し、首都大学東京が自主的、自律的に判断しているところでございます。

次に、授業料減免のための運営費交付金についてでございます。

法人の予算の中で授業料減免をどのよ

うに設定するかなどにつきましては、授業料額の設定と同じく、首都大学東京が自主的、自律的に判断して行うべきものでございます。

首都大学東京といたしましては、授業料減免の対象となる所得基準に該当する学生全員が何らかの減免を受けられるよう措置していると聞いていますところでございます。

小林清生活文化局長

大学生に対する奨学金制度についてありますが、都は、大学など高等教育機関の所轄である国との役割分担に基づきまして、大学生に対する育英奨学制度を国が拡充させたのを機に、東京都育英資金事業につきまして、高校等に通う生徒に重点を置くことといたしました。

平成十七年度には、それまで国が行っていた高校生等に対する奨学金貸付事業は都に移管され、その後さらに都として充実を図っているところでございます。

今後、この役割分担に基づき、奨学金の貸付事業を実施してまいります。

梶原洋福祉保健局長

四点のご質問にお答えをします。

まず、児童養護施設退所者の進学後の支援についてですが、施設を退所し進学した児童が安定した学生生活を送るため

には、入所中はもとより、退所後においても必要な支援を継続していくことが必要であります。

そのため都は、退所した児童への生活や就学の支援などを行う施設に対しまして、独自の補助を行うほか、関係機関とも連携し、入所児童の自立支援や進学に向けた準備から退所後の相談支援等を行う自立支援コーディネーターを専任で配置する取り組みも行っており、現在、五十二施設で実施しております。

また、施設を退所した児童が気軽に集まり交流できる、ふらっとホームを都内二カ所で実施し、生活や就学上の悩みや相談にも応えております。

また、就学に必要な学費や生活費につきましては、日本学生支援機構の奨学金や社会福祉協議会の教育支援資金などの公的な支援を受けられるほか、各大学における学内奨学金や授業料等の減免、猶予など、さまざまな支援制度が用意されております。

次に、自立生活スタート支援事業の就学支度資金についてありますが、この事業は、児童養護施設等の退所者が自立した生活を営めるよう、大学等に進学する際の費用について五十万円を上限として無利子で貸し付ける都独自の支援策であり、借り受け人が大学等を卒業した場合には、自立に向けた真摯な努力をした

ものと認め、返済を免除する仕組みとなっております。

一方、中途退学した場合につきましては、貸付契約に基づき、原則として返済を求めることとなりますが、その場合であっても、借り受け人の経済状況等に応じて一定期間返済を猶予できるほか、疾病等により将来にわたって返済能力がないと認められる場合には、返済を免除できることとなっております。

次に、子供の大学進学率についてですが、文部科学省の学校基本調査によると、平成二十五年度に高等学校を卒業した生徒の大学進学率は、都内全世帯で六三・〇％となっております。

一方、厚生労働省のデータで見ると、生活保護世帯の大学進学率は二二・八％となっております。

最後に、生活保護世帯の子供の大学進学についてですが、大学進学に必要な入学金等については、保護費などの中から積み立てた預貯金を充てられるほか、今年度からは、従来は収入認定されていた高校在学中のアルバイト収入を充てることが可能となっております。

また、就学に必要な学費や生活費につきましては、先ほど申し上げたとおり、各種の支援制度が用意されており、福祉事務所では、生活保護世帯の子供が将来自立した生活を営めるよう、高校卒

業時の進路選択に当たって、本人の置かれている状況や希望、適性を踏まえ、こうした各種制度を案内しながら、きめ細かく助言を行っているところでございます。

河合潔青少年・治安対策本部長

支援を要します大学生への対応についてであります。都は、社会生活を円滑に営むことが困難な若者や、人間関係につまずいたり、就労に至らない等の悩みを抱えた若者に対し、さまざまな支援を行っております。

これら支援の一環として、電話や電子メール、面接により気軽に相談できます若者総合相談窓口、若ナビを運営しております。就職等の社会的自立や、家族、友人との人間関係で悩む学生の利用も多いためです。

こうした状況を踏まえ、来年度中の策定に向け検討を進めております子供・若者計画におきましても、若ナビを初めとする関連施策を盛り込み、大学生を含む青少年への支援の充実に努めてまいります。

都議会第三回定例会本会議討論（抜粋）

日本の経済力をもつてすれば、教育の無償化は可能

2014年10月3日 和泉なおみ（葛飾区選出）



小していることです。したがって、国も都も、なによりも、雇用や社会保障を充実させ、国民、都民のふところを豊かにすることに全力をつくすべきです。

また知事は、いくつかの問題について、国の問題であり、都は関与しないという立場を表明しました。しかし、東京都は、スウェーデンの国家予算ほどの財政力をもつ自治体です。国がやらなければ、都として、経済的困難に苦しむ都民への支援を強化することを重ねて求めておくものです。

知事は、わが党の高等教育に関する質問に対し、「全体教育予算を充実するためには、日本の経済を活性化して、富を増やすことが必要」とのべました。この考え方には、見過ごせない問題があります。第一に、今でも、日本の経済力をもつてすれば、教育の無償化をはじめ、社会保障制度をヨーロッパなみにしていくことは十分可能です。大企業や富裕層への行き過ぎた減税や、大型開発に巨額の財源をふりむけることをやめればよいのです。第二に、たしかにいま日本の経済は停滞しています。しかし、日本の経済が落ち込んでいる最大の原因は、実質賃金が目減りし続けるなど、内需が縮



資料 1

OECD加盟34カ国の大学授業料無償化、給付制奨学金の有無		
	授業料無償化	給付制奨学金
スウェーデン	○	○
ノルウェー	○	○
フィンランド	○	○
ハンガリー	○	○
フランス	○	○
ポーランド	○	○
スロベニア	○	○
オーストリア	○	○
ドイツ	○	○
エストニア	○	○
デンマーク	○	○
ギリシャ	○	○
チェコ共和国	○	○
アイルランド	○	○
スロバキア	○	○
ルクセンブルク	○	○
アイスランド	○	×
オランダ	×	○
アメリカ合衆国	×	○
イギリス	×	○
スペイン	×	○
ニュージーランド	×	○
ベルギー	×	○
ポルトガル	×	○
イスラエル	×	○
チリ	×	○
スイス	×	○
オーストラリア	×	○
カナダ	×	○
トルコ	×	○
メキシコ	×	○
イタリア	×	○
韓国	×	○
日本	×	×

※授業料無償化の「○」は授業料なし、「×」は授業料あり。給付制奨学金の「○」は給付制奨学金あり、「×」はなし。

※出所「図表で見る教育：OECDインディケータ」、Europedia（欧州各国の教育制度に関するEA CEAのウェブサイト）、「教育指標の国際比較」（文部科学省）、各国ウェブサイトなど国会図書館が収集した資料をもとに、日本共産党・宮本岳志衆議院議員室が作成。

資料 2

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権A規約)第十三条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、**特に、無償教育の漸進的な導入により**、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、**特に、無償教育の漸進的な導入により**、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。

(d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。

(e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。

3 この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。

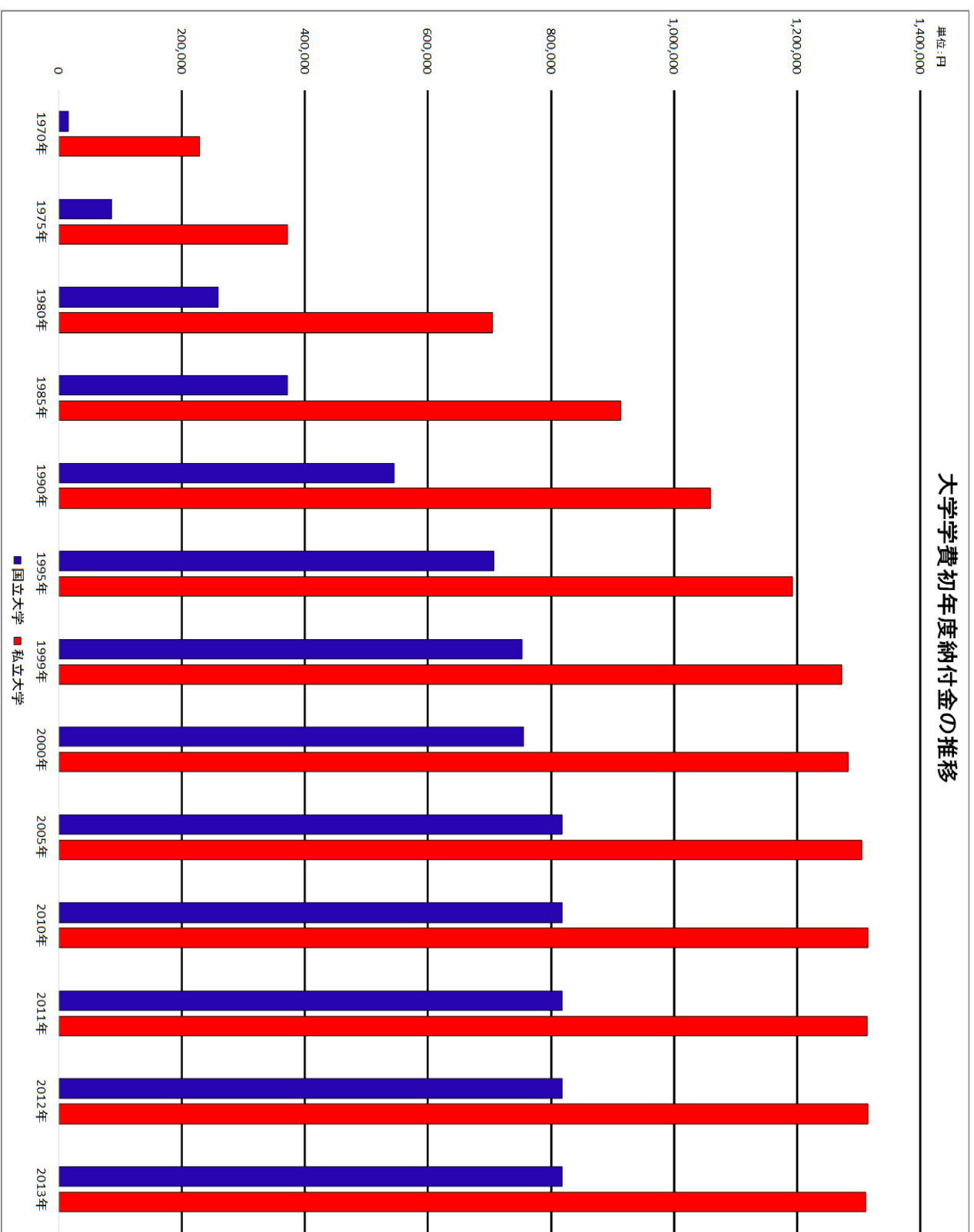
4 この条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行なわれる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

※日本政府は、上記太字部分（2項b、c）に拘束されない権利を留保していましたが、2012年9月11日に留保を撤回しました。これにより上記の規定に拘束されることになります。

※外務省ホームページより。

資料 3

年度	国立大学	私立大学
1970年	16,000	228,967
1971年	16,000	242,857
1972年	48,000	254,610
1973年	48,000	260,308
1974年	48,000	283,549
1975年	86,000	372,767
1976年	146,000	446,773
1977年	156,000	493,525
1978年	204,000	579,441
1979年	224,000	648,637
1980年	260,000	704,890
1981年	280,000	756,194
1982年	316,000	801,337
1983年	336,000	848,870
1984年	372,000	878,927
1985年	372,000	913,009
1986年	402,000	943,190
1987年	450,000	971,044
1988年	480,000	999,538
1989年	525,000	1,035,116
1990年	545,600	1,059,161
1991年	581,600	1,075,330
1992年	605,600	1,106,911
1993年	641,600	1,136,720
1994年	671,600	1,173,464
1995年	707,600	1,192,967
1996年	717,600	1,218,349
1997年	739,200	1,239,536
1998年	744,200	1,251,863
1999年	753,800	1,273,095
2000年	755,800	1,283,499
2001年	773,800	1,288,481
2002年	778,800	1,291,769
2003年	802,800	1,293,019
2004年	802,800	1,302,194
2005年	817,800	1,305,956
2006年	817,800	1,308,320
2007年	817,800	1,298,726
2008年	817,800	1,309,061
2009年	817,800	1,312,146
2010年	817,800	1,315,666
2011年	817,800	1,314,251
2012年	817,800	1,315,882
2013年	817,800	1,312,526



※初年度納付金＝国立大学は、授業料と入学科を合算した金額。私立大学は、授業料と入学科に加え施設整備費（1975年度から）を合算した金額。
※私立大学学費は平均額。

※田中昌人著「日本の高学費をどうするか」（新日本出版社、2005年）、及び文部科学省HPをもとに日本共産党都議団で作成。

資料 4

児童養護施設退所後、進学した学校の在籍・卒業状況

続けて在学している	中途退学した	卒業した
42.7%	21.3%	36.0%

※中途退学理由1位は、「アルバイトとの両立ができなかった」 **45.2%**

※東京都福祉保健局調査 回答数 239人 調査時期 2010年12月～2011年1月

資料 5

都内の生活保護世帯における、高校生の卒業後進路状況（2014年3月卒業）

卒業後進路状況			生徒数	
卒業者数（３年生） 2014年4月1日現在	就職者	正規	3 3 1 人（23.4％）	
		非正規	1 1 4 人（8.1％）	
		一時的な仕事に就いた者	7 4 人（5.2％）	
	進学者	大学	3 2 2 人（22.8％）	
		うち大学編入者	0（0％）	
		短期大学	2 0 人（1.4％）	
		高等学校専攻科	4 人（0.3％）	
		特別支援学校高等部専攻科	2 人（0.1％）	
		専修学校	専門課程	1 4 5 人（10.2％）
			一般課程	1 3 人（0.9％）
		各種学校	5 5 人（3.9％）	
		公共能力開発施設等	1 8 人（1.3％）	
		高等専門学校専攻科	1 3 人（0.9％）	
		その他	その他	2 3 6 人（16.7％）
	不詳・死亡		6 8 人（4.8％）	
合計			1 4 1 5 人（100.0％）	

※厚生労働省調査より

※都内全世帯における、高校卒業後の大学進学率は **63.0%**（文部科学省調査より）

発行：日本共産党東京都議会議員団

2014年11月

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都議会内

TEL : 03-5320-7270 FAX : 03-5388-1790

<http://www.jcptogidan.gr.jp/>

都政へのご意見・ご要望をお寄せください